

## 雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

# 雇用保険の基本手当日額が変更になります ～令和3年2月1日から～

### 賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※<sup>1</sup>に基づいて「基本手当日額」※<sup>2</sup>を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、その額を変更します。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。対象になる方には、令和3年2月1日以降の認定日にお返りする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※<sup>1</sup> 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。

※<sup>2</sup> 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

#### ◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
29歳以下	13,700	13,690	6,850	6,845(-5)
30～44歳	15,210	15,210	7,605	7,605(+0)
45～59歳	16,740	16,740	8,370	8,370(+0)
60～64歳	15,970	15,970	7,186	7,186(+0)

#### 【例】

29歳で賃金日額が17,000円の方は、上限額(13,690円)が適用されますので、令和3年2月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,845円となります。

#### ◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額(円)		基本手当日額の下限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
全年齢	2,574	2,574	2,059	2,059(+0)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,059円になります。



## ○基本手当日額の計算方法

賃金日額 (w円)	給付率	基本手当日額 (y円)
<b>◆離職時の年齢が 29 歳以下(※1)</b>		
2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円～4,023 円
5,030 円以上 12,390 円以下	80%～50%	4,024 円～6,195 円 (※2)
12,390 円超 <b>13,690 円以下</b>	50%	6,195 円～ <b>6,845 円</b>
<b>13,690 円(上限額) 超</b>	—	<b>6,845 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 30～44 歳</b>		
2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円～4,023 円
5,030 円以上 12,390 円以下	80%～50%	4,024 円～6,195 円 (※2)
12,390 円超 15,210 円以下	50%	6,195 円～7,605 円
<b>15,210 円(上限額) 超</b>	—	<b>7,605 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 45～59 歳</b>		
2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円～4,023 円
5,030 円以上 12,390 円以下	80%～50%	4,024 円～6,195 円 (※2)
12,390 円超 16,740 円以下	50%	6,195 円～8,370 円
<b>16,740 円(上限額) 超</b>	—	<b>8,370 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 60～64 歳</b>		
2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円～4,023 円
5,030 円以上 11,140 円以下	80%～45%	4,024 円～5,013 円 (※3)
11,140 円超 15,970 円以下	45%	5,013 円～7,186 円
<b>15,970 円(上限額) 超</b>	—	<b>7,186 円(上限額)</b>

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2  $y = 0.8w - 0.3\{(w - 5,030) / 7,360\}w$

※3  $y = 0.8w - 0.35\{(w - 5,030) / 6,110\}w$ ,  $y = 0.05w + 4,456$  のいずれか低い方の額

### 就業促進手当の上限額について

就業促進手当(再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度手当)の算定における上限額については、下表の通りになります。

#### ◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	6,195	6,195 (+0)
60～64 歳	5,013	5,013 (+0)

#### ◆就業手当の 1 日当たり支給額 (基本手当日額の 30%) の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	1,858	1,858 (+0)
60～64 歳	1,503	1,503 (+0)